

ふくしまで子どもを育む。

春を迎え、子育ての新たな段階に入る方も多いか
と思います。そこで今号では、まもなく開校する「ふた
ば未来学園高等学校」の状況や、福島県内での子育て
に関する支援の動きなどについてお知らせします。

読者からのご要望

県内の子育て環境に
ついて教えて!



教育 「ふたば未来学園高等学校」が開校間近です



本校舎の遠景。周辺では、総合学習棟や寄宿舎(寮)の完成が目前に迫っています。

福島県教育委員会が広野町に整備している
中高一貫校「ふたば未来学園高等学校」
が、いよいよ平成27年4月に開校します。

先月、初めての入試を実施し、定員を超える
多くの生徒を迎え入れることができるよ
うになりました。校章や制服なども完成し、
第1期生となる新入生を迎える準備が着々
と進んでいます。

校章に込めた思いは「福島の未来を築く」



この校章デザインは、「ふたばの教育復興支援団」としてご協力いただ
いている、クリエイティブディレクター
の佐々木宏氏からご提案いただいた
ものです。

校章に込めた思い

図案の中心に「未来」の文字を据え夢や希望が立ち上がる様
子を表現するとともに、その周囲を英字の校名で囲むことで
世界に広がるタンポポの綿毛をイメージしています。また、赤色の
アンダーラインは「福島の大地」を表し、全体として「福島の未
来を築く」というメッセージを込めています。

ふたば教育復興支援団とは?

校章や制服のデザイン、校歌の作成、そし
て開校後には、様々な角度からふるさとを
考えながら地域理解と交流に繋げていく
「ふるさと創造学」や環境・防災教育などの授業を担当
していただく各界の著名人の方々です。



生徒の声 ※昨秋の学校説明会等における生徒の主な感想です。

- ・避難先から戻って地元で学びたい
- ・将来、ふくしまの復興に携わっていきたい
- ・学校として力を入れているサッカーをやりたい

福島県教育委員会 杉教育長のコメント

このような声にしっかりと応えていけるよう、地域や「ふたばの教育
復興支援団」と連携した魅力ある学校づくりに取り組んでいきます。
また、新入生の皆さんには、1期生としてのパイオニア精神を持ち、
多くの友達と切磋琢磨して夢や希望を実現して、将来はふくしまの復
興やグローバルリーダーとして活躍してくれることを期待しています。

誇りと自信を持てる制服に



この制服は、双葉郡内の中学生などからいただいた意見
により決定したデザインを基に、株式会社オサレカンパニー
制作部の茅野しのぶ氏にデザインいただいたものです。

制服に込めた思い

「一人一人が主人公の学校生活を更に楽しく輝かせるよ
うに」と願いを込めるとともに、「スマートで品良く格好良く見え
ること」を重視し、ふたば未来学園高校生としての誇りと自信
を持ってもらえるように制作しました。

ふたば未来学園 高校教育課 検索

問 福島県教育庁 高校教育課 ☎024-521-7771

福島県奨学資金(震災特例採用)のご案内

福島県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経
済的理由により修学が困難となった高校生等を支援する
ため、平成27年度福島県奨学資金(震災特例採用)の奨学
生を募集する予定です。

貸与要件等の詳細は、今後、福島県奨学資金のWEBサイ
トにてお知らせします。なお、募集の開始は5月
頃を予定しています。

福島県奨学資金 検索

問 福島県教育庁 高校教育課 ☎024-521-7775

福島県が発行する「ふくしまの今が分かる新聞」の今号では、
まもなく開校を迎える「ふたば未来学園高等学校」の最新情報
や、県内における子育て支援の動きなど、ふくしまで子どもを
育む支援に関する情報を中心に紹介いたします。



福島県 新島八重
マスコットキャラクター
「八重たん」

故郷とあなたをつなぐ情報紙



2015年3月6日

vol. 29

発行: 福島県避難者支援課 ☎024-523-4157

※この広報紙は「東日本大震災子ども支援基金」を財源として発行しています。



ふくしまの四季

～土湯温泉こけし雛(福島市)～

春

常磐自動車道が 全線開通しました!

平成27年3月1日に、常磐自動車
道の常磐富岡IC～浪江IC間が開通
し、全線開通が実現しました。

浜通りから仙台や水戸まで高速道路
で直接行けるようになりました。



新たに開通した区間
常磐富岡IC～
浪江IC間



子育て 「いいたて子育て支援センター すくすく」で親子の交流を!

「いいたて子育て支援センター すくすく」
は、0歳から就学前のお子さんとその保護
者が安心して過ごせる施設として、平成
26年12月にオープンしました。木のお
もちゃで遊んだり、保護者同士の交
流や情報交換ができます。
飯館村民の方ももちろん、村外の
方もお気軽にご利用ください。



あづま脳神経外科病院の
西側駐車場の南側、
みどりの屋根の
木造建物です



木製のボールで遊ぶ子どもたち



みんなで楽しくもちつきイベント!

イベント名	開催日	対象
みんなのひろば	毎週火曜	0～未就学児
ぐんぐんひろば	毎週木曜	2～3歳児
ぽかぽかひろば	第2、3、4金曜	0～1歳児
おやこであそび	第2水曜(10時～)	要事前予約
子育て講習会	毎月1回(10時～)	要事前予約

※ひろばの時間は9時～11時30分頃までです。

開館時間 9時～12時、13時～16時
イベントのない午後は親子で自由に遊べます。

問 いいたて子育て支援センター すくすく
☎024-572-6500
✉sukusuku@bz04.plala.or.jp
福島市大森字柳下25-1

避難者に対する高速道路の無料措置が 平成28年3月まで延長されました



警戒区域等に 居住されていた方への 無料措置

警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を
受けていた方を対象とした無料措置が、平成28年3月31日まで再延長と
なりました(延長に伴う新たな手続きや対象者の変更はありません)。

母子避難者等を 対象とした無料措置

自主避難している母子避難者等を対象とした無料措置も、平成28年3月
31日まで再延長となりました。

既に無料措置の対象であること の「証明書」をお持ちの場合

当該証明書により引き続き無料措置が適用されます
(更新手続きは不要です)。
ご利用の際は、①入口料金所で受領した通行券、②証
明書、③本人確認書類を出口料金所で提示してください。

※常磐自動車道の全線開通に伴い、最寄りのインターチェンジが
変わる場合は証明書の区間を変更できますので、証明書を発行し
た避難元の市町村へ再申請願います。

新たにご利用を希望される場合

避難元の市町村で証明書の交付を申請してください
(必要な書面等の詳細については、国土交通省または復
興庁のWEBサイトでご確認ください)。

ご注意ください

- 既に証明書をお持ちで、震災前に居住していた
市町村へ帰還された世帯の方へ
無料措置の対象外となるので、避難元の市町村へ
証明書を返却願います。
- 証明に記載のお子さんが平成26年4月1日から
平成27年3月31日の間に満18歳となった世帯の方へ
① 証明に記載されているお子さんが満18歳となった方一人の場合
無料措置は平成27年3月31日までとなるので、避難
元の市町村へ証明書を返却願います。
② ①以外で支援対象となる下のお子さんが引き続き避難している場合
対象となるお子さんのみを記載した証明書の再発行
が必要となるので、証明書を発行した避難元の市町
村へ再申請願います。

避難者 高速道路無料

検索

問 福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4157

医療を受ける際の一部負担金の免除期間が延長されました

次に該当する国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方が医療機関で受診された場合の窓口負担(1~3割)の免除については、平成27年3月1日以降も次のとおり免除が延長されました。

免除を受けることができる対象者及び延長期間

対象者	延長期間
① 平成26年度中に新たに区域指定が解除された旧避難指示解除準備区域(田村市の一部及び川内村の一部)及び特定避難勧奨地点(南相馬市の指定箇所)の上位所得層*2の住民の方	平成27年9月30日まで
② ①以外の避難指示区域等*1及び上位所得層*2を除く旧緊急時避難準備区域等*3の住民の方	平成28年2月29日まで

*1 「避難指示区域等」とは、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に指定された区域をいいます。
*2 「上位所得層」とは、所得の合算額が600万円を超える世帯です。
*3 「旧緊急時避難準備区域等」には、既に解除された特定避難勧奨地点を含みます。

その他

主たる生計維持者の死亡・行方不明、住家の全半壊などの要件に該当する方の免除については、市町村等にお問い合わせください。

問い合わせ先

国民健康保険	お住まいあるいは住所がある市町村
後期高齢者医療制度	お住まいあるいは住所がある市町村 または福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025
国民健康保険組合	加入している国民健康保険組合
全国健康保険協会(協会けんぽ)	全国健康保険協会福島支部 ☎024-523-3915
上記以外の健康保険等	加入している各医療保険の保険者、 またはお勤め先の事業者

問 福島県庁 国民健康保険課 ☎024-521-7203

原子力損害賠償

避難指示区域内の持ち家にお住まいであった方の住居確保に係る費用等の賠償請求手続きに関するQ&Aについて

前号に引き続き、昨年に実施した「住居確保損害の賠償に関する説明会」における質疑への国や東京電力の回答について紹介します。

なお、「住居確保に係る費用等の賠償」の概要については第20号に掲載していますので参考にしてください。



Q1 既に中古住宅を購入しましたが、住居確保損害の賠償の対象となりますか。また、その住宅をリフォームした場合、リフォーム代は賠償の対象となりますか。

A 持ち家に住んでいた方が移住先で中古住宅を購入した場合、その購入費用も宅地・建物・借地権の賠償(以下、「財物賠償」とします)の金額を超えて負担すれば、賠償上限金額(※)の範囲内で、住居確保に係る費用等の賠償の対象となります。その後、増築・改築・リフォームをする場合の費用についても、住居確保に係る費用と考えられる場合は同様に賠償の対象となります。なお、請求期限について、合理的な期間内に発生した費用が対象となりますが、少なくとも当面は期限を設けるつもりはありません。

※財物賠償で合意した額を基に所有者ごとに算定されます。詳しくは、第20号をご覧ください。下記「東京電力株式会社ご相談専用ダイヤル」にお問い合わせください。

Q2 避難前は、親が所有する住宅に親と子が一緒に住んでいましたが、避難後、世帯を分離し、それぞれの移住先で住宅を購入しました。この費用は対象となりますか。

A 賠償上限金額の範囲内であれば、財物賠償の金額を超えて負担した費用が対象となります。なお、その場合、元の住宅の所有者の方からまとめて請求していただきます。

Q3 賠償上限金額は、居住していた建物が存在する住所と同一地番にある建物をすべてとりまとめて算定することとありますが、別の地番に所有する居住していない土地や建物は、対象にはならないのですか。

A あくまで住居確保に係る費用としての賠償であるので、対象とはなりません。生活再建の視点から、住居が存在する地番上に所有していた住居以外の建物(作業小屋や倉庫等)、構築物、庭木及び宅地などは算定対象に含めることにしています。

Q4 避難前に住んでいた住居の解体だけをしたい場合、住居確保に係る費用等の賠償において解体費用は対象となりますか。

A 元の住居を解体するだけでは、その費用は対象とはなりません。今回の賠償は住居を確保するための賠償なので、元の住居を建て替えて帰還する場合に、その解体費用が対象となります。ただし、元の住居を解体してから、その場所に新しい住居を建てるまでに間が空いてしまうような場合には、解体費用も対象となります。



住居確保に係る費用等の賠償の請求手続きについては、下記の東京電力株式会社ご相談専用ダイヤルにお問い合わせください。

問 ●東京電力株式会社 福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル ☎0120-926-596(毎日9時~21時)
●福島県(原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口) ☎024-523-1501(平日8時30分~17時15分)

地域の再生に向けた動きを伝える

このコーナーでは、再生に向かうふるさとの現在の様子をご紹介します。今回は、富岡町からのレポートをお届けします。

「ふるさとの今」

富岡町 富岡高校女子サッカー部 東北代表として全国大会出場

1月3日、富岡高校女子サッカー部が4年ぶり5回目となる全国大会に出場しました。

現在、福島北高校サテライトで活動を続けている女子サッカー部は、震災の影響により部員数の激減など多くの困難にぶつかりながらも、大好きなサッカーに打ち込んできました。

15人の部員がそろった今年度、これまでの努力の成果が実を結び、全国大会出場の切符を手に入れました。試合は惜しくも初戦敗退となりましたが、逆境を乗り越えてきた選手たちの姿は多くの人に勇気と感動を届けました。



避難されている皆さま・避難を終了された皆さまへ

避難先・避難元の両市町村へご連絡はお済みですか?

避難をされた方で、避難先の市区町村や避難元の市町村の窓口に、避難していることをまだご連絡されていない方は、避難先住所などを忘れずにご連絡ください。ご連絡をいただくことで、避難元の市町村から様々なお知らせをお届けできるようになります。

なお、避難先を変えられた方や、避難を終了された方も、同様に避難先・避難元の両市区町村へご連絡ください。



読者の声

読者の皆さまからいただいた声を今後の紙面づくりに反映してまいります。

このコーナーは、皆さまのご要望で成り立っています!

避難先でお困りのことや知りたい情報、気になっていることなどをお寄せください。

ご意見はコチラまで

〒960-8670 福島県庁
避難者支援課「読者アンケート」係

27号(1月23日発行)の読者アンケートでは、多くのご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。今回はその一部をご紹介します。

特集①の記事について

内堀知事の思いを拝読しました。福島に対する熱い思いをお持ちなので、ぜひ今後のご活躍を期待しています。

(いわき市 30代 女性)

特集②の記事について

除染について何の知識や理解もなかったので、この除染の特集記事を見て、取り組みや現在の状況を知ることができました。

(福島市 40代 女性)

こんな情報が欲しい

現在、住居の確保が最も切実な問題です。今後も、住宅情報の充実を引き続きよろしく願います。

(矢吹町 50代 女性)

福島県内での就職をお考えの方へ



福島県では、福島県内に就職を考えている方に対して、東京都と県内6カ所に就職相談窓口を設置しています。各窓口には相談員を配置し、就職相談や職業紹介、県内企業の情報提供などを行っているほか、県内外での巡回相談を実施しています。平成28年3月卒業予定の大学生(新4年生)は、今年の3月から就職活動が解禁となりますので、お子さんの就職活動や、Uターン就職などにぜひご利用ください。

※ご利用は無料です。事前に電話でのご予約をおすすめします。

施設名(窓口)	開設日時	場所	電話番号	
ふるさと福島就職情報センター(窓口相談)	福島	午前10時~午後7時	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	☎024-525-0047
	東京	午前10時~午後6時	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館5階	☎03-3214-9009
ふくしま就職応援センター(窓口・巡回相談)	郡山	午前10時~午後7時	郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階	☎024-925-0811
	白河		白河市郭内1 NTT白河ビル1階	☎0248-27-0041
	会津若松		会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階	☎0242-27-8258
	南相馬		南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階	☎0244-23-1239
	いわき		いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階	☎0246-25-7131

※閉館日:日曜日、祝日、12月29日~1月3日

※「ふるさと福島就職情報センター 東京窓口」は、日曜日、祝日、8月13日~15日、12月29日~1月3日 問 福島県庁 雇用労政課 ☎024-521-7290

「就労不能損害賠償が終了する方への専用職業相談窓口」を設置しています(3月31日まで)

福島労働局では、東京電力の「就労不能損害賠償」が終了する方の円滑な就労の支援を集中的に行うため、臨時の専用職業相談窓口を県内4カ所のハローワークに設置しています(平成27年3月31日まで)。

専用職業相談窓口が設置されているハローワーク			
ハローワーク福島	☎024-534-4121	ハローワーク郡山	☎024-942-8609
ハローワーク平	☎0246-23-1421	ハローワーク相双	☎0244-24-3531

※支援内容は職業相談・紹介であり、賠償に係る相談はお受けできません。 問 福島労働局 職業対策課 ☎024-529-5438

「ふくしまの今が分かる新聞」バックナンバーはこちら

福島 今が分かる新聞

検索



編集
後記

朝、近所の河川敷を走っています。変わらず寒い日が続いていますが、道沿いに並ぶつぼみをつけた桜の木々を眺めると、少しずつ春が近づいているのを感じます。3月1日に常磐自動車道が全線開通しました。復興の足音とともに、桜満開の「ふくしまの春」はもうすぐです。【ヤマ】